

第3 ステートメントで問われる内容および注意点

1 法曹を志望する理由

法曹を志望する理由は、①実体験にもとづくもの（当事者ないし準当事者となったこと）と②授業やゼミ、課外活動などで学んだことに分けることができます。

いずれが動機になっていても問題はないため、きっかけとなった事柄と法曹という仕事がなぜ結びつくのかを丁寧に説明することを心がけるとよいでしょう。

2 目指す法曹像

法曹になってどのような仕事がしたいのかを具体的に書くことが重要です。

もっともステートメントを書く段階で実際に法曹の仕事を経験したことがある人はいないため、書籍から得た情報や、伝え聞いた話、実際に見た法曹の仕事ぶりなどからイメージを広げていくとよいでしょう。

3 法曹になるための具体的な取り組み

法曹という進路に向けて取った積極的な行動があればそれらを説明することで熱意を示すことができます。

積極的な行動がない場合は、学業成績などでもよいでしょう。ただし、学業については当然に取り組むべきものという認識である可能性があるため、一生懸命取り組んだという姿勢に加えて獲得した成果（成績等）も同時に示すことが望ましいです。

4 特定の法科大学院を志望する理由

自らが思い描く法曹像に辿り着くためには、当該法科大学院で学ぶことが適切であることを説明する必要があります。

法科大学院にはそれぞれ特徴がありますので、法科大学院のHPなどを参考に自身が学びたい事柄と当該法科大学院の結びつきを説明するようにしましょう。